

五島市告示第70号

五島市骨髓等移植ドナー支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月1日

五島市長 野 口 市太郎

五島市骨髓等移植ドナー支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、骨髓又は末梢^{しょう}血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の移植及びドナー登録の推進ため、予算の定めるところにより、骨髓等の提供を行った者に対し骨髓等移植ドナー支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了していること。
- (2) 骨髓等の提供を行った日において市内に住所を有すること。
- (3) 国及び他の地方公共団体が実施する骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 骨髓等の提供に関し有給休暇制度を設けている企業、団体等に属していないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髓等の提供に係る通院、入院及び面接（骨髓等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。以下「通院等」という。）に要した日数の合計に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血の輸血に必要な採血のための通院

(3) 骨髄等の採取のための入院

(4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院等

(申請書の提出期限)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、骨髄等の提供が完了した日の翌日から起算して90日を経過する日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付手続の特例)

第6条 この助成金の交付については、規則第26条の規定により、規則第4条の規定による交付申請書の提出及び規則第16条の規定による交付請求書の提出並びに規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による交付申請書及び交付請求書の提出は骨髄等移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)により、助成金の交付の決定及び額の確定の通知は骨髄等移植ドナー支援助成金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行し、同日以後に骨髄等の提供が完了した者について適用する。